

# 千葉市における公有地の拡大の推進に関する 法律に基づく申出の面積の下限を定める規則

平成5年3月1日

規則第5号

改正 平成15年1月30日規則第2号

公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第5条第1項及び公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和47年政令第284号）第4条の規定に基づき千葉市の規則で定める面積は、千葉市の区域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域については、100平方メートルとする。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 地方分権の推進のための条例に委任する事項の整理に関する政令（平成14年政令第329号）附則第2条に規定する届出については、この規則による改正前の千葉市における公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出又は申出の面積の下限を定める規則を同条に規定する規則とみなして同規則の規定を適用する。